

滞納事案への催告の取組みについて

平成22年9月1日
京都地方税機構事務局
(075-414-4498)

京都地方税機構では、市町村税、府税の滞納について、電話督促、文書催告を集中的に行う催告センター業務を開始することとしましたのでお知らせします。

記

1 目的

市町村税、府税合わせて、大量の滞納が発生し、滞納整理の早期着手が求められるところであるが、うっかり納期限を経過したものや少額の滞納案件について、電話督促、文書催告を集中的に行い、滞納整理業務の促進の一助とするとともに、納税秩序の向上を図る。

2 場所

京都地方税機構本部事務局内（京都府庁旧本館2階）

3 開始日

平成22年9月1日

4 内容

電話督促及び文書催告

（当面、滞納税額5万円未満の自動車税、軽自動車税、住民税等約7万件程度を対象）

5 職員体制

当面、9名体制（専任の臨時職員7名含む）